住所　福井県あわら市牛ノ谷第13号3番地
カンドウ・シェルパ　昭和56年8月26日生
住所　山梨県甲州市塩山下粟生野1426番地
耿洪英　昭和54年2月14日生
住所　兵庫県尼崎市南塚口町5丁目13番1―603号
張賀堅　平成15年6月19日生
金己賢　昭和42年8月27日生
住所　東京都北区豊島5丁目4番2―1419号
金光哲　昭和53年7月9日生
住所　東京都台東区谷中5丁目9番22号
金炫周　昭和51年3月15日生
住所　大阪市淀川区塚本5丁目3番22―901号
吳秉臻　平成4年10月28日生
住所　大阪市港区磯路2丁目22番5―802号
呂美蘭　昭和53年6月25日生
住所　大阪府柏原市古町1丁目10番1号
劉彩雲　昭和54年9月17日生
住所　堺市南区原山台1丁7番8―310号
汪鳳　昭和54年10月12日生
住所　大阪市北区同心2丁目15番10―303号
姜麗　昭和53年10月10日生
住所　山梨県甲府市徳行4丁目1番25号
崔清花　昭和51年9月15日生
住所　埼玉県戸田市新曽南4丁目5番6―707号
侯[illegible]　昭和52年8月16日生
住所　埼玉県川口市大字安行領根岸1826番地18
谷木子　昭和58年10月12日生
住所　埼玉県所沢市若狭4丁目2456番地44
陳艷瑩　昭和49年10月5日生
住所　東京都豊島区南大塚1丁目33番11号
周屹立　昭和53年3月24日生
住所　東京都豊島区東池袋2丁目13番7号
楊紅　昭和48年12月18日生
住所　東京都板橋区大山西町14番7号
張基[illegible]　昭和58年6月3日生
住所　埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和2丁目33番地6
車海燕　昭和56年7月7日生
住所　東京都大田区東矢口1丁目12番14―105号
薛暁剣　昭和58年7月27日生
住所　埼玉県蕨市塚越1丁目9番20号
徐成玉　昭和54年5月5日生
住所　東京都中野区本町2丁目48番2号
崔旭辰　昭和60年12月4日生
住所　千葉県印西市中央南2丁目1番地
趙晶煥　昭和53年6月15日生
住所　東京都武蔵村山市大南2丁目148番地2
劉穎　昭和55年3月1日生
住所　三重県四日市市大井手1丁目1番24号
張競　昭和54年2月14日生
住所　群馬県高崎市矢中町922番地
孫愛華　昭和53年1月19日生
住所　群馬県前橋市広瀬町2丁目24番地
杜俊哲　昭和44年1月21日生
雷春偉　昭和50年3月3日生
杜琳浩　平成14年8月3日生
杜琳萌　平成19年9月25日生
住所　東京都大田区西蒲田3丁目15番10号
何嬰　昭和52年11月13日生
住所　愛知県豊田市丸山町8丁目31番地1
魏[illegible]　昭和53年11月11日生
住所　長野県塩尻市大字広吉田3359番地
曹蕾　昭和51年1月30日生

○外務省告示第五百六十七号

平成二十一年十二月四日にコロンボで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十二月十六日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高橋邦夫在スリランカ大使

スリランカ側　ジャヤスンダラ財務・計画省次官

○外務省告示第五百六十八号

平成二十一年十二月二日にジブチで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十二月十六日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年六月三十日まで

4　署名者

日本側　能化正樹在ジブチ大使館大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十一年十二月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百六十九号

平成二十一年十二月四日にスバ（フィジー）で、ツバル政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がツバル政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ツバルの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与するもの。

2　贈与額　一億円

3　署名者

日本側　吉澤裕在ツバル大使（フィジーにて兼轄）

ツバル側　アピサイ・イヒレッア首相兼外務・労働大臣

平成二十一年十二月十六日

外務大臣　岡田　克也

○国土交通省告示第千三百六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の六の規定を実施するため、開発保全航路において確保すべき水深を定める件（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十一年十二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

開発保全航路において確保すべき水深を定める件の一部を改正する告示

開発保全航路において確保すべき水深を定める件（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を次のとおり改正する。

表上欄中「備讃瀬戸航路（北航路の区域に限る。）」を「備讃瀬戸航路（南航路の区域を除く。）」に、「備讃瀬戸航路（南航路の区域を除く。）」を「備讃瀬戸航路（北航路の区域に限る。）」に改める。

表（備考）中第1号を次のように改める。

一　備讃瀬戸航路において「南航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(19)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1)　小瀬居島三角点（北緯三四度二二分二三秒東経一三三度五一分一二秒）から三〇七度一、三一〇メートルの地点

(2)　小瀬居島三角点から三〇七度五〇〇メートルの地点

(3)　小瀬居島三角点から三一一度一五分四三〇メートルの地点

(4)　沙弥島北端（北緯三四度二一分一二秒東経一三三度四九分九秒）から四三度四五分一、一六〇メートルの地点

(5)　波節岩灯標（北緯三四度二〇分四二秒東経一三三度四二分四七秒）から九七度三〇分五、三九〇メートルの地点

(6)　波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点

(7)　二面島灯台（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点

(8)　二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点

(9)　二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点

(10)　二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点

(11)　波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点

(12)　波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点

(13)　牛島灯標（北緯三四度二二分東経一三三度四六分四七秒）から一二八度一五分一、八八〇メートルの地点

(14)　牛島灯標から九〇度四五分二、〇三〇メートルの地点

(15)　牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点

(16)　鍋島灯台から一三〇度一、五三〇メートルの地点

(17)　鍋島灯台から一一八度一五分一、七一〇メートルの地点

(18)　鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点

(19)　鍋島灯台から一三四度一五分一、二五〇メートルの地点

○海上保安庁告示第三百五十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	吉岡港第二西防波堤灯台
位置	
所在地	北海道松前郡福島町（吉岡港第二西防波堤外端）
北緯	四一―二六―四三
東経	一四〇―一四―二九